

2023年9月7日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主による新株発行差止仮処分命令申立て 却下決定に関するお知らせ

当社は、2023年8月30日付「株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））（以下、「本第三者割当」という）に関する仮処分命令の申立て（以下、「本申立て」という）を受けておりましたが2023年9月7日に、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定という」）を行い、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

2023年8月30日付「株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」および、同年9月1日付「(追加)「株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」の記載内容追加について」にてお知らせのとおり、当社は現在、経営再建の途上であり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。そのため、本第三者割当により、借入金の圧縮と資本の増強を行うことが、上場を維持するために必要不可欠であると判断したことから、本第三者割当の実施について決議しております。したがって、本第三者割当の目的は現経営陣の支配権維持が目的ではなく、上場維持のための債務超過の解消、財務状態の改善にあります。

しかしながら債権者は、あくまでも本第三者割当を、現経営陣の支配権維持を目的としたものであり、著しく不公正な方法により行われるものであると主張し、当社に対して、本申立てをおこなっておりました。

これに対し、東京地方裁判所は、当社が新株予約権の無償割当を実施することを決議した2023年2月当時から継続一貫して、資金調達等の目的・必要性があり、本第三者割当に資金調達等の目的があることは明らかというべきであるし、2024年6月期末までに債務超過状態の解消ができなければ、上場を維持できないこと等に照らすと、その資金調達等の必要性、緊急性は高いとし、本件第三者割当の主要な目的を、支配権維持、確保にあると推認することは困難であるとしました。また、本第三者割当に応じる貸付金の債権者に対する議決権付与についても、本件第三者割当では、ディスカウントを受けられないため、貸付金の債権者が本件第三者割当を引き受けるには、議決権付与を伴う新株発行を求めることは自然かつ合

理的であるとししました。その結果、本件第三者割当は、その主要な目的が資金調達等にあると認められ、現経営陣の支配権維持を主要な目的とする著しく不公正な方法による新株発行にあたるということとはできないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南1丁目13-3 ARK神南2D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率8.20%) (2023年9月1日時点) |

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所
東京地方裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日
2023年9月7日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てをいずれも却下する
- (2) 申立費用は、債権者の負担とする

6. 今後の見通し

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。しかし、今後、株主から、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もあり、現段階では、当社の業績に与える影響はないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上